

東京都公報

発行 東京都

目次

- 特定計量器定期検査の実施（四件）……………一
- 平成三十年度地籍調査事業計画の策定……………二
- （都市整備局都市づくり政策部土地利用計画課）……………二
- 公共測量の終了（五件）……………三
- （都市整備局都市基盤部調整課）……………三
- 市街地再開発組合の設立認可……………四
- （都市整備局市街地整備部再開発課）……………四
- 土地区画整理事業の事業計画の変更……………四
- （都市整備局市街地整備部区画整理課）……………四
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………五
- （環境局環境改善部化学物質対策課）……………五
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除……………六
- （同）……………六
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………七
- （同）……………七
- 食品衛生管理者養成施設及び食品衛生監視員養成施設の登録変更……………八
- （福祉保健局健康安全部健康安全課）……………八
- 平成十四年東京都選挙管理委員会告示第七十六号……………一

告示

- （政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 平成十五年東京都選挙管理委員会告示第九十四号（政治団体の収支報告書の要旨）の一部訂正……………八
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………九
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………九
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える数に八十万以下の場合にあってはその四十万を超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八十分の一を乗じて得た数と四十万に六十分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）……………九
- 開発行為に関する工事完了……………一〇
- （都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課）……………一〇
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………一〇
- （産業労働局商工部地域産業振興課）……………一〇
- （産業労働局雇用就業部労働環境課）……………一一
- （産業労働局雇用就業部労働環境課）……………一一
- （水道局）……………一二
- 東京都市道局工事請負証明書の無効……………一二
- （水道局）……………一二

公 告

告 示

- 東京都告示第九百十号……………一
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
- 平成三十年六月二十二日
- 東京都計量検定所長 林 久美子
- 小平市
- 一 検査地域
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの（分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。）。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 平成三十年八月七日から同年九月四日まで（東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。）
- 四 検査場所 (一) 特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。
- (二) (一)のほか、東京都計量検定所（江東区新砂三丁目三番四十一号）において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。
- 五 指定定期 一般社団法人東京都計量協会
- 検査機関 検査機関の名称
- 東京都告示第九百一十一号……………一
- 計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項の規定により、特定計量器（皮革面積計を除く。）の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

平成三十年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 土地区画整理事業の名称

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業

二 事務所所在地

中央区勝どき一丁目七番三号 東京都第一市街地整備

事務所内

三 事業計画の決定の年月日

平成九年十一月十七日

四 変更の年月日

平成三十年六月二十二日

●東京都告示第九百二十二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

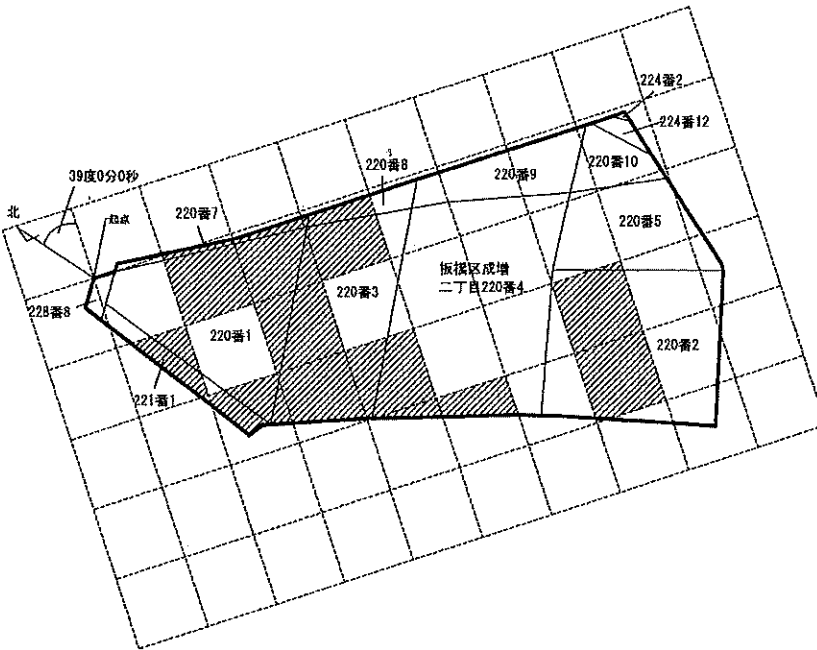
平成三十年六月二十二日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区成増二丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物

別 図



【凡例】

- : 単区画区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、板橋区成増二丁目220番8の最北端とする。

【格子の回転角度(39度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)



発行 東京都

目次

規則
○東京都組織規程の一部を改正する規則……………(総務局人事部調査課)…一

告示
○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定の一部解除(二件)……………(同)…二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…四

○都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)…五

公 告
○認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………(生活文化局都民生活部管理法人課)…七

○認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………(同)…七

○開発行為に関する工事完了……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)…八

規 則

東京都組織規程の一部を改正する規則を公布する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第四百十三号

東京都組織規程の一部を改正する規則

東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第六十四号)の一部を次のように改正する。

別表四 八の部同 足立児童相談所の項中「足立区西新井本町三丁目八番四号」を「足立区江北三丁目八番十二号」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年十二月三日から施行する。

告 示

●東京都告示第六百三十三号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

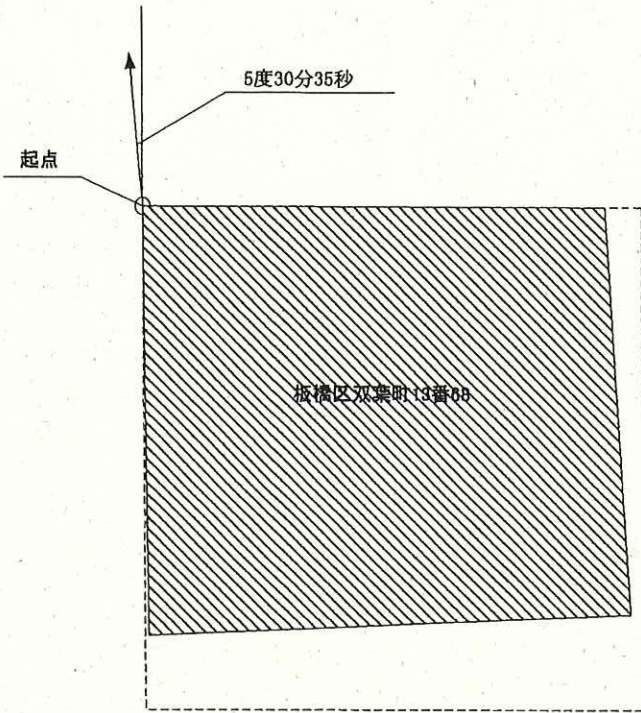
東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区双葉町地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ほう素及びその化合物

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【起点】
 起点は板橋区双葉町13番68の最北端とする。

【格子の回転角度(5度30分35秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単位区画
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域

●東京都告示第千六百四号

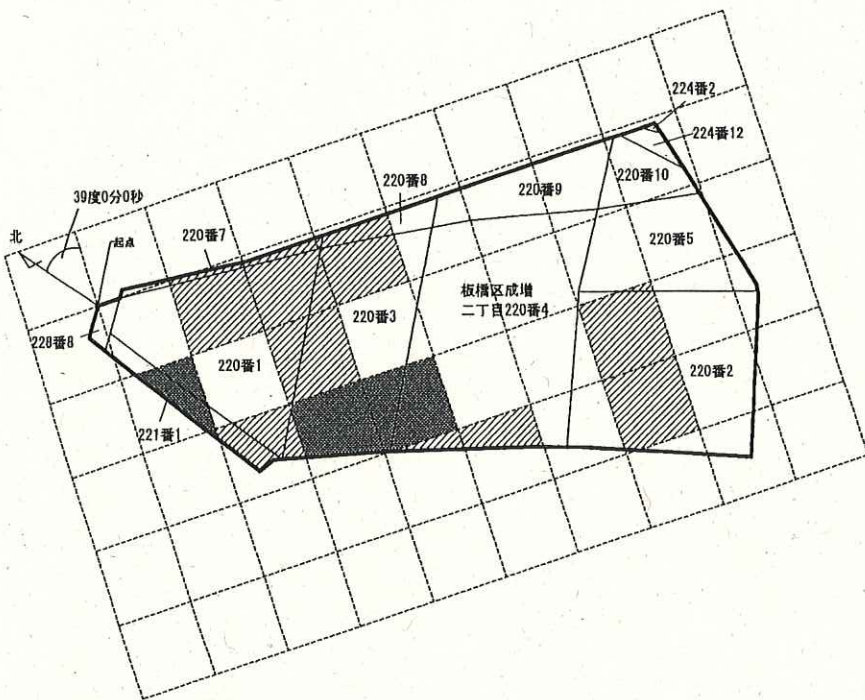
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一号第二項の規定により、平成三十年東京都告示第九百二十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(板橋区成増二丁目内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 シアン化合物並びにほう素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図



【凡例】

- : 単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ▨ : 指定を解除する区域
- ▩ : 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第922号で指定した区域)

【起点】

起点は、板橋区成増二丁目220番8の最北端とする。

【格子の回転角度(39度0分0秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千六百五十五号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号) 第十一条 第二項の規定により、平成三十年東京都告示第七百七十八号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年十一月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(中央区勝どき四丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壤汚染の除去